

## 第 20 回知的財産管理技能検定 3 級 解答と解説

### 【学科試験】

#### 問 1

特許無効審判は、原則、何人でも請求することができますが（特 132 条 2 項）、共同出願の規定（特 38 条）に違反していること、及び、冒認出願であることを理由とする場合は、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者に限り請求できるとされています（※平成 26 年法改正によって無効審判の請求人適格が変更されるため、第 22 回試験以降は上記解説の内容が不適切になります。但し、冒認出願であることを理由とする場合は、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者に限り請求できる点においては法改正後も同様です。）。

技術評価書の提示は、無審査で登録される実用新案権の権利行使において必要となるものであり、また、不使用取消審判は商標登録に対して請求が可能な審判です。

正解肢となるアの問題は、3 級試験としてはかなり細かい部分が問われたと思いますが、イ及びウの内容が明らかに不適切であるため、消去法で正解に辿り着いて欲しいところです。

よって、アが適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-18 参照

#### 問 2

視覚を通じて美感を起こさせるものが意匠ですから（意 2 条 1 項）、視覚に訴えないものはそもそも意匠ではなく、創作容易性以前の問題です。よって、アは不適切。

単に公知意匠の連続数を変えただけといったイのような意匠は、創作容易な意匠に該当します。よって、イは適切。

物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠登録を受けることはできませんが（意 5 条 3 号）、それは創作容易か否かの問題とは異なります。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 3-2 参照

#### 問 3

商標とは、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、業として商品等に使用されるもの」ですから（商 2 条 1 項柱書）、匂いのみからなる商標は保護されません。

よって、アが不適切。

なお、平成 27 年 4 月 1 日から、音、色、動き、位置、ホログラムといった新しいタイプの商標が保護されるようになりました。しかし知財検定においてこの改正は、第 22 回試験以降に反映されることとなります。

【解答 ア】 ※合格教本 4-1 参照

#### 問 4

実演家が享有する実演家人格権は、氏名表示権（著 90 条の 2）と同一性保持権（著 90 条の 3）であり、公表権は含まれません。仮に人格権として公表権が含まれるとすると、実演をさせる側（例えば、著作者である演出家や作曲家など）の権利が制限を受ける可能性があり、著作物の円滑な利用が妨げられることになるからです。

よって、ウが不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-21 参照

#### 問 5

出願審査の請求はとりさげることができません（特 48 条の 3 第 3 項）。どうしても審査を止めたい場合には、出願自体を取り下げるしか手段はありません。よって、アは不適切。なお、同様に「出願公開の請求（特 64 条の 2）」についても、請求を行った後はその請求を取り下げることはできません。

出願審査の請求は、何人でも請求することができます（特 48 条の 3 第 1 項）。特許になるのか否か早く結果を得たいと考える第三者も居ることが考慮されています。よって、イは適切。

ウのような規定は特許法には存在しません。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-10 参照

#### 問 6

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」が著作物であると規定されているので（著 2 条 1 項 1 号）、文化庁への登録によってはじめて著作物として認められるわけではありません。よって、アは不適切、イは適切。

コンピュータプログラムは、技術的な側面から発明として特許法で保護されると同時に、著作物としても保護されています（著 10 条 1 項 9 号）。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-2、6-3、6-18 参照

問 7

通常実施権は、許諾（当事者間の合意）のみで効力が発生し、登録は必要ありません。効力発生にあたって登録が必要なのは専用実施権です（特 98 条 1 項 2 号）。よって、アが適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-15 参照

問 8

「特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。」と規定されています（特 30 条 2 項）。よって、イが適切。

なお、各種公報掲載が除かれているのは、特許を受ける権利を有する者自身による積極的な公開行為ではなく、制度の悪用を招く恐れがあることが理由です。

また、新規性の地理的な判断基準は国内に限られないので、例外手続の適用もそれに合わせて、日本国内に限られていません。

【解答 イ】 ※合格教本 1-5 参照

問 9

頒布とは、「有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、…」と規定されています（著 2 条 1 項 19 号）。よって、アが適切。

「頒布」は、映画の著作物特有の「頒布権」として登場しますが（著 26 条）、譲渡権と貸与権を足し合わせたような強力な権利と覚えておくとよいと思います。

【解答 ア】 ※合格教本 6-20 参照

問 10

問題文記載の行為のうち、輸出に関して制限を設けることは独占禁止法においても許容されています。よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 9-1 参照

問 11

複数人が共同して創作した著作物のうち、その各人の寄与を（担当部分を）明確に分離できる場合は結合著作物、分離できないものは共同著作物となります（著 2 条 1 項 12 号）。

また、共同著作物の場合でも著作権は一つであり、その一つの著作権を共有者全員で所有することになります。この場合、当事者間で契約等を行わない限り、持分は平等と推定されます（民 250 条）。

よって、イが適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-4、6-6 参照

問 12

商標の不正使用取消審判においては、請求できる期間に特段の制限は設けられておらず、一定の不正使用行為がある場合は、設定登録後 1 年経過前であっても請求することが可能です（商 51 条、商 53 条）。

「商標権の移転は、その指定商品又は指定役務が二以上あるときは、指定商品又は指定役務ごとに分割してすることができる。」と規定されています（商 24 条の 2）。

このような場合、自己も他人も禁止権が重複する範囲について使用すると、それぞれ相手方の商標権を侵害することになりますから、使用することはできません（商 37 条 1 号）。

よって、アが適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-6 参照

問 13

パリ条約では、各同盟国の特許要件まで共通化するような規定は設けられておりません。よって、アは不適切。

イのように他の国において特許が無効となるように取り扱えば「特許独立の原則」により許されません（パリ 4 条の 2）。よって、イは不適切。

パリ条約上の優先権の基礎とする出願は、いずれの同盟国にした出願でも差し支えありません。よって、ウは適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 5-2 参照

問 14

意匠権の存続期間は、設定登録から 20 年です（意 21 条）。よって、アは不適切。

秘密意匠の期間は、設定登録から 3 年以内の期間です（意 14 条）。よって、イは不適切。

ウは、問題文記載の通りで正しい（意 20 条）。よって、ウは適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 3-7、3-8 参照

#### 問 15

アに含まれている「図面」、及びイに含まれている「特許請求の範囲」は、明細書中に記載するものではなく、願書に添付する（明細書とは別の）書面です。よって、ウが適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-8 参照

#### 問 16

「編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。」と規定されています（著 12 条）。

「情報の選択又は体系的な構成」によって創作性を有するものはデータベースの著作物です（著 12 条の 2）。

よって、ウが適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-4 参照

#### 問 17

問題文では、これから「審判」を請求するという場面ですから、この時点でその審判の結果である「審決」に対して取消しを求めて訴えるというのは全くもって無理な状況です。よって、ウが不適切。

なお、願書に添付した明細書等の補正は、拒絶査定不服審判と同時に行うことができます（特 17 条の 2 第 1 項第 4 号）。更に、補正することができる期間において、特許出願を分割することが可能です（特 44 条 1 項）。よって、アとイは適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-10 参照

#### 問 18

「自己の業務に係る商品又は役務について使用する商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。」と規定されていることから、使用意思が求められています（商 3 条 1 項柱書）。よって、アは不適切。

いわゆる記述的表示のみからなる商標であっても、使用により識別力を有するに至った商標は登録が認められます（商 3 条 2 項）。よって、イは適切。

いくら周知著名となった商標でも、そのことのみによって商標登録されることはありません。

せん。商標登録を受けるためには、必ず「商標登録出願」という行為を行う必要があります。よって、ウは適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-2、知的財産法総論参照

#### 問 19

「特許権は、設定の登録により発生する。」と規定されています(特 66 条 1 項)。よって、イが適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-13 参照

#### 問 20

商標法では、出願されたものは自動的に審査されるので、出願審査請求制度は設けられていません。よって、アは不適切。

商標登録出願があったときは出願公開されるという出願公開制度が商標法にも規定されています(商 12 条の 2)。よって、イは適切。

異議申立制度は存在しますが、現在の制度は、商標掲載公報発行の日から 2 月の間に請求できるという「設定登録後」に請求できる制度となっています(商 43 条の 2)。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 4-4 参照

#### 問 21

著作権に基づいて、差止請求(著 112 条)及び損害賠償請求(民 709 条)は認められています。懲罰的な損害賠償請求(例えば、実際の損害額以上の額を請求するようなもの)は認められていません。

よって、ウが不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-22 参照

#### 問 22

弁理士は、特許権等についてライセンス契約の代理や、審決取消訴訟の代理人となることが出来ます(弁 4 条~6 条)、公正取引委員会に対する手続については行うことができません。よって、ウが適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 10-1 参照

問 23

「受理官庁は、次の要件が受理の時に満たされていることを確認することを条件として、国際出願の受理の日を国際出願日として認める。」と規定されています（PCT11 条）。よって、アが適切。

なお、国内出願の場合は、原則として出願書類を「発送した日時」が基準とされていますが（発送主義）、PCT においては出願書類が受理された日時が基準とされていますから（到達主義）、この点注意して下さい。

【解答 ア】 ※合格教本 5-3 参照

問 24

著作権と著作隣接権は全く別の権利なので、著作権が消滅したからといってそれに連動して著作隣接権が消滅することはありません。よって、アは不適切。

著作権は譲渡可能ですが、著作者人格権は一切譲渡することができません（著 59 条）。よって、イは不適切。

ウは、問題文記載の通りで適切（著 54 条）。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-8、6-20、6-21 参照

問 25

国際調査は自動的に行われるので、請求は必要ありません（PCT15 条）。よって、アは不適切。

優先日から 18 月経過後に国際公開されますが（PCT21 条）、国際公開は国際事務局が行うものであり、各指定官庁が行うものではありません。よって、イは不適切。

ウは、問題文記載の通りで適切（PCT22 条）。

【解答 ウ】 ※合格教本 5-3 参照

問 26

独占業務とされているのは、ウの特許出願の手続です。

権利の取得した後の、登録料納付や名義変更といった手続は、出願～権利取得までの一連の手続に比べて形式的な部分も多いことから、例えば行政書士であっても、他人の求めに応じて報酬を得て行うことが可能です。

【解答 ウ】 ※合格教本 10-1 参照

問 27

「著作権の目的となつている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、…その使用する者が複製することができる。」と規定されています（著 30 条）。よって、イが適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-12 参照

問 28

「この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。」と規定されています（不 2 条 6 項）。また、営業秘密である限り保護され得るので、特に保護期間は規定されていません。

よって、イが適切。

【解答 イ】 ※合格教本 7-3 参照

問 29

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定されています（著 32 条）。

よって、イが適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-13 参照

問 30

「育成者権者は、品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。」と規定されているので（種 20 条）、無許諾で登録品種の種苗を生産すれば、育成者権を侵害することになります。よって、アは適切。

育成者権者から正当に譲り受けた種苗を利用する場合、その種苗について育成者権は消尽して及びません（種 21 条 4 項）。よって、イは不適切。

種苗法では、「登録品種の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称を使用しなければならない。」と規定されています（種 22 条）。即ち、品種登録された種苗については、育成者権者であろうとそれ以外の第三者であろうとその名称



を使う必要があるのであって、育成者権者がその名称の使用を独占的に利用することができるわけではありません。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 8-1 参照

【実技試験】

問 1

理由群 I のイの記載内容の通りであるため、アイデア 1 は特許を受けることができる発明ではない。

【解答 ×】 ※合格教本 1-2 参照

問 2

特許法では、「この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」と規定されています（特 2 条 1 項）。

本問のように、大きなカーブがかかるようにサッカーボールを蹴る方法は、特定の個人だけが実現できる特殊な能力（繰り返しの練習によって体得されたテクニック等）であり、技術的思想でなく、特許法上の発明に該当しません。

【解答 イ】 ※合格教本 1-2 参照

問 3

理由群 I のアの記載内容の通りであるため、アイデア 2 は特許を受けることができる発明である。

【解答 ○】 ※合格教本 1-3 参照

問 4

人間の治療方法や手術方法自体は産業上利用できる発明ではなく特許を受けることは出来ませんが、治療や手術のために用いる装置や器具等は、産業上利用でき且つ特許法上の発明にも該当します。

【解答 ア】 ※合格教本 1-3 参照

問 5

理由群 I のアの記載内容の通りであるため、アイデア 3 は特許を受けることができる発明である。

【解答 ○】 ※合格教本 1-6 参照

問 6

「偽装品」という文言に反応して、公序良俗に違反すると勘違いした方もいると思いますが、偽造品を判別する装置は公序良俗に反しません。仮に「偽造品を製造する装置」であったならば公序良俗に反する発明となります。

【解答 ア】 ※合格教本 1-6 参照

#### 問 7

理由群Ⅱのイの記載内容の通りであるため、発言 1 は不適切。

【解答 ×】 ※合格教本 6-5、6-6 参照

#### 問 8

問題文の「著作権の譲渡はおこなわれていないものとする。」との記載から、甲が著作者であると同時に著作権者であると考えられます。なお、甲の職務は画像編集ソフトの開発であって、写真を撮影することではないため、発言 1 においては職務著作について検討する必要はありません。

【解答 イ】 ※合格教本 6-5、6-6 参照

#### 問 9

理由群Ⅱのウの記載内容の通りであるため、発言 2 は適切。

【解答 ○】 ※合格教本 6-6 参照

#### 問 10

画像編集ソフト A という著作物については、法人著作に該当し、X社が著作者であり著作権者と考えられます。よって、バージョンアップする場合においても甲の許諾を得る必要はありません。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-6 参照

#### 問 11

理由群Ⅱのエの記載内容の通りであるため、発言 3 は不適切。

【解答 ×】 ※合格教本 6-5、6-9 参照

問 12

自社製品の紹介記事であっても、その記事自体はまったく別の他人の著作物となります。

また、複製とは、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」であるため（著 2 条 1 項 15 号）、他人の著作物を無断でコピーすれば複製権（著 30 条）の侵害となります。

【解答 エ】 ※合格教本 6-5、6-9 参照

問 13

商標権の存続期間は設定登録から 10 年ですが（商 19 条）、更新により半永久的に権利を存続させることも可能です（商 20 条）。また、製造販売を中止しても、過去の行為が侵害であることに変わりはなく、中止すれば侵害を回避できるわけでもありません。よって、アは不適切。

Y 社の出願前から商標 A を使用している場合には、一定条件下、X 社に先使用权（商 32 条）が発生する場合があります。しかし本問のように、設定登録日より前からの使用では、先使用权は発生しないので、反論は不可能です。よって、イは不適切。

商標権の効力は、その商品の普通名称には及びません（商 26 条 2 項）。よって、ウは適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 4-5、4-6、4-8 参照

問 14

例えば、PCT（特許協力条約）を利用した国際出願を国際事務局（または受理官庁としての日本国特許庁）に対して行うことによって、米国で特許権を取得することができ、必ずしも米国特許商標庁に直接出願する必要はありません。よって、アは適切。

国際出願を日本語で行うことは可能ですが（国際出願法 3 条）、優先日から 30 月以内に翻訳文を提出する必要があります（PCT22 条）。よって、イは不適切。

特許要件は、国毎に定まっており、現時点では共通化されていません。よって、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 5-3 参照

問 15

本問における作曲家 A は、著作者であり実演家であると考えられます。よって、その曲を無断で BGM として利用すると、作曲家 A の著作権及び著作隣接権を侵害することになります。よって、アは不適切。

授業を受けている姿は「実演」に該当せず（演技として行っている場合は除く。）、また中学生の顔は、著作権法上の著作物でもありません。即ち、著作権や著作隣接権を考慮する必要はありません。よって、イは適切。なお、このような場合でも「肖像権（法律上明記されている権利ではありませんが、勝手に写真や映像を撮られることを拒む権利のようなもの。）」が問題となる可能性はありますから、事前に撮影について許諾を得ておくことが望ましいでしょう。

本問における手品師は、少なくとも実演家に該当すると考えられます（その手品師が振り付け等も自分で行っていたなら著作者でもある。）。よって、その手品を無断で撮影すると、手品師の著作隣接権を侵害することになります。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-1、6-4 参照

#### 問 16

「ん」のような平仮名一文字といったように、「極めて簡単且つありふれたもの」は商標登録を受けることができません（商 3 条 1 項 5 号）。よって、アは不適切。

出願時点で現実に使用していなくとも、将来的に使用する意思があれば商標登録を受けることは可能です（商 3 条 1 項 柱書）。また、商標法においても先願主義（商 8 条）が採用されていますから、将来使用する商標を事前に確保しておくという意味においても、早い段階で出願し権利を取得しておくことが望ましい行動です。よって、イは適切。

商標法において、「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であつて、業として商品等に使用されるものを言いますから、「香り」は保護対象となっていません。よって、ウは不適切。

※平成 26 年法改正によって、新たに、「色彩」「音」「位置」「ホログラム」といったものが保護対象として加わりました。但し、知財検定の試験においては、この法改正は第 22 回試験以降に考慮されることとなります。

【解答 イ】 ※合格教本 4-1、4-2 参照

#### 問 17

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と規定されており、ここでいう「思想又は感情」は、人間の「思想又は感情」と考えられています。よって、アは不適切。

バレエの振り付けは、舞踊の著作物に該当します（著 10 条 1 項 3 号）。よって、イは適切。

国外で作成されたり公開されたりした著作物であっても、日本国民の著作物であれば、問題なく著作権法上保護を受けることが可能です（著 6 条 1 号）。よって、ウは適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-2、6-3、6-7 参照

問 18

万年筆とボールペンは類似する物品ですから、登録意匠Cに類似する形態のボールペンをX社が製造等すれば侵害となります。よって、アは不適切。

イは問題文記載の通りで適切。

万年筆とペンライトは非類似物品ですから、登録意匠Cに類似する形態のペンライトをX社が製造等しても侵害とはなりません。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 3-8 参照

問 19

展示会への出品や、得意先への販売によって、新規性は喪失してしまいます。また、それらの行為から既に7ヵ月経過しているので、新規性喪失の例外手続（特30条）を受けることも不可能です。一方、自社内で設計し、試作品を製造する行為によっては新規性を喪失しませんから、特許を取得できる可能性は残ります。よって、アが適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-4、1-5 参照

問 20

送信可能権は、著作隣接権者も有していますから、空欄1は公表権となります。

著作権のことをコピーライト（複製の権利）ということからも明らかのように、著作権の中核をなすのは複製権です。

映画の著作物にのみ、譲渡権と貸与権を足し合わせたような「頒布権」が認められています。

発言Aは比較的難しい問題ですが、発言B及び発言Cから容易に正解に辿りつくことができると思います。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-9、6-20、6-21 参照

問 21

意匠登録出願において、要旨を変更する補正は認められていませんが（意17条の2）、要旨を変更しないものでない限り、図面を補正することも可能です。よって、アは不適切。但し、現実的には「図面の補正」＝「要旨を変更する補正」に該当してしまうケースが多いでしょう。

イは、問題文記載の通りで適切（特 46 条 2 項）。

基礎的要件の審査が行われるのは実用新案登録出願についてであり、意匠登録出願においては行われません。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-9、3-3 参照

## 問 22

外国に行った特許出願に基づいて、国際出願に変更するといった制度は存在しません。よって、アは不適切。

優先権の基礎とする出願は、必ずしも日本への出願である必要はありませんから、フランス出願を基礎にして優先期間内に日本へ特許出願を行うことは可能です。よって、イは適切。

フランスへの特許出願 P が公開されてしまうと、その時点で新規性が喪失してしまうので、その後日本へ直接出願した場合、新規性が問題となる可能性が高いです。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 5-2、5-3 参照

## 問 23

特許権の効力は、現実に販売している地域にかかわらず全国に及びます。よって、発言イは不適切。

発言ア及びウは適切と考えられます。

【解答 イ】 ※合格教本 1-14、1-17 参照

## 問 24

商標権の存続期間の起算日は、「出願日」ではなく「登録日」です（商 19 条）。よって、アは不適切。

イは、問題文記載の通りで適切。

3 年以上の不使用期間があったとしても、そのことによって自動的に商標権が消滅することはありません。他人から不使用取消審判（商 50 条）を請求された場合に、はじめて取り消されます。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 4-5、4-6、4-7 参照

#### 問 25

たとえ玩具用ロボットであっても、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」である限り意匠登録の対象となり得ます。よって、アは適切。

設計図が取引の対象となったとしても、土地に定着しているマンションのような不動産は取引の対象とならないので、法上の「意匠」に該当せず保護対象となりません。よって、イは不適切。

意匠法における「美感」は、崇高な美が求められているわけではありませんから、使い易さといった作用効果を目的としたものであっても意匠登録の対象となり得ます。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 3-1、3-2、6-2 参照

#### 問 26

育成者権は譲渡可能です。よって、アは適切。

育成者権の存続期間は、品種登録の日から 25 年です（永年性植物の場合は 30 年：種 19 条）。よって、イは不適切。

育成者権に基づいて損害賠償請求を行うことも可能です（民 709 条）。損害額の推定規定が置かれていることから明らかです（種 34 条）。よって、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 8-1 参照

#### 問 27

特許法をはじめ、実用新案法、意匠法、商標法において期間を計算する場合、期間の初日は算入されません（但しその期間が午前零時から始まるときは除く）。また、月単位及び年単位の期間は、「応答する日の前日」に満了するとされています（特 3 条）。

「実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から十年をもつて終了する。」と年単位の期間なので（実 15 条）、平成 26 年 6 月 10 日を基準として（初日は算入しないので 11 日が基準日となる）それに応答する日（平成 36 年 6 月 11 日）の前日である平成 36 年 6 月 10 日となります。よって、満了日が属するのは、平成 36 年 6 月となります。

【解答 平成 36 年 6 月】 ※合格教本 2-1 参照

#### 問 28

商標法では形式的に「商標」を保護しますが、本来的に保護しているのは、商標が使用されることによりその商標に化体する「業務上の信用（グッドウィル）」です。



【解答 業務上の信用】 ※合格教本 4-1 参照

問 29

「他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの」は商標登録を受けることができません（商 4 条 1 項 10 号）。このような商標の登録を認めると、取引者・需要者が出所混同することが明らかだからです。

【解答 広く認識されている商標】 ※合格教本 4-3 参照

問 30

協会発表の解答では「日本国内」とされていますが、この解答は誤りであると考えます。

「他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの」は商標登録を受けることができません（商 4 条 1 項 10 号）。

商標法 4 条 1 項 10 号の規定は、我が国の需要者に広く認識されているような商標及びそれに類似する商標の登録を認めると、出所混同が引き起こされることが明らかであるため、それを防止するために設けられている規定です。出所混同は、必ずしも国内での使用のみによって広く認識された商標だけでなく、外国で使用されたことによって広く認識されるに至るケースも十分に想定できます。

現に、特許庁商標審査基準においても、「外国で周知なこと」や「数カ国に商品が輸出されていること」等を勘案して我が国における周知性を認定すると記載されています。

よって、主に日本国内での使用が基準となることは間違いありませんが、日本国内の使用によってのみ判断されるわけではありません。この点十分注意して下さい。

【解答 日本国内（協会発表の解答）】 ※合格教本 4-3 参照